

第84回 青森県情報公開・個人情報保護審査会会議録（市町村課（住基ネット諮問分））

1 開催日時

平成30年1月19日(金)15:57～16:12

2 開催場所

県庁舎北棟2階B会議室

3 出席者

- |         |                             |             |        |
|---------|-----------------------------|-------------|--------|
| (1) 審査会 | 会長                          | 石岡 隆司       |        |
|         | 会長職務代理者                     | 竹本 真紀       |        |
|         | 委員                          | 一條 敦子、大矢 奈美 |        |
| (2) 事務局 | 総務部市町村課長代理                  |             | 宇野 武   |
|         | 同総務・行政グループマネージャー（副参事）       |             | 小笠原 俊彦 |
|         | 同総務・行政グループ主査                |             | 高橋 真人  |
|         | 同総務・行政グループ主事                |             | 齋藤 雄大  |
| (3) 青森県 | 企画政策部情報システム課                |             |        |
|         | 社会保障・税番号制度推進グループマネージャー（副参事） | 賀川 弘之       |        |
|         | 同社会保障・税番号制度推進グループ主事         | 鈴木 雄貴       |        |

4 案 件

「住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用することができる事務の追加について」に係る審査

5 概 要

会長 それでは、住基ネットに関する案件の審議を行う。

本件については、前回と同様、公開で行う。

事務局から補足説明はあるか。

事務局 前回、質問のあった平成28年度における生活保護関係事務と児童扶養手当関係事務の本人確認情報の利用件数の差について追加説明する。

生活保護関係事務での利用は、いずれも受給者から個人番号を取得出来なかった際の利用であった。

一方、児童扶養手当関係事務での利用は、同居人の有無など所要の調査における利

用であった。

したがって、利用件数の差は事務内容によるものであると考えられる。

会長 本件については、前回、頭出しを行い、今回結論を出すということだったが、意見はないか。

では、提案どおり追加するというのでよいか。

委員一同 はい。

会長 では、答申方法について事務局からあるか。

事務局 答申案を配付する。答申案は、今回諮問のあったことについて別紙のとおり答申するとし、別紙で住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を利用することができるものとして追加することに異議が無いとした上で、知事が本人確認情報を利用することができる事務として、準県営住宅管理関係事務を書き出したものとなる。

なお、様式は、前回までのものを踏襲している。

会長 今回はこれでよいか。

委員一同 はい。

会長 では、この内容で答申することとする。以上で本件に係る審議を終了する。